

河南町土砂埋立て等の規制に関する条例・施行規則 2段表

条例(公布:H28.3.4)	施行規則(公布:H28.6.30)
第一章 総則	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂埋立て等に関する町、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、河南町土砂埋立て等の規制に関する条例（平成28年河南町条例第16号。第5条第7号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「土砂埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂（混入し、又は付着している物を含む。以下同じ。）の堆積を行う行為をいう。</p> <p>2 この条例において、「埋立て等区域」とは、土砂埋立て等を行う土地の区域をいう。</p> <p>3 この条例において、「土砂を発生させる者」とは、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。</p>
<p>(町の責務)</p> <p>第3条 町は、災害の防止上又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある土砂埋立て等が行われることのないよう必要な施策を推進するものとする。</p>	
<p>(土砂埋立て等を行う者の責務)</p> <p>第4条 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>2 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	
<p>(土砂を発生させる者の責務)</p> <p>第5条 土砂を発生させる者は、建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう土砂の適正な処理に努めなければならない。</p>	
<p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第6条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。</p>	
第二章 土砂埋立て等の許可等	
<p>(土砂埋立て等の許可)</p> <p>第7条 土砂埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立て等については、この限りでない。</p> <p>(1) 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以上である土砂埋立て等（当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域でその面積が3,000平方メートル以上のものにおいて土砂埋立て等を行うこととなるものを含む。）</p>	<p>(土砂埋立て等の許可を要しない公共的団体等)</p> <p>第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 土地改良区</p> <p>(2) 土地改良区連合</p> <p>(3) 土地区画整理組合</p> <p>(4) 地方住宅供給公社</p>

<p>(2) 使用する土砂の量が500立方メートル未満の土砂埋立て等</p> <p>(3) 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの</p> <p>(4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂埋立て等</p> <p>(5) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等</p> <p>(7) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等</p> <p>(8) 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂埋立て等であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂埋立て等</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂埋立て等</p>	<p>(5) 市街地再開発組合</p> <p>(6) 地方道路公社</p> <p>(7) 日本下水道事業団</p> <p>(8) 土地開発公社</p> <p>(9) 住宅街区整備組合</p> <p>(10) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(11) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人</p> <p>(12) 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>(13) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(14) 西日本高速道路株式会社</p> <p>(15) 阪神高速道路株式会社</p> <p>(16) 新関西国際空港株式会社</p> <p>(17) 関西国際空港土地保有株式会社</p> <p>(18) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として町長が公示して定めるもの</p> <p>（許可を要しない法令等による処分による土砂埋立て等）</p> <p>第4条 条例第7条第8号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる処分による土砂埋立て等とする。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の確認</p> <p>(2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可</p> <p>(3) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第91条第1項の許可</p> <p>(4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可</p> <p>(5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）又は第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可</p> <p>(6) 下水道法（昭和33年法律第79号）第16条（同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。）の承認</p> <p>(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可</p> <p>(8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可</p> <p>(9) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は同法第66条第1項の許可</p> <p>(10) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は同法第33条第1項の認可</p> <p>(11) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の認可</p>
--	--

	<p>(12) 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成26年大阪府条例第177号）第7条の許可又は同条例第12条第1項の変更許可</p> <p>（許可を要しない土砂埋立て等）</p> <p>第5条 条例第7条第10号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。</p> <p>(1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等</p> <p>(2) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（町長が公示して定めるものに限る。）</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により許可を受けた者が当該許可に係る同条第10項第1号の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第25号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場（同法第15条第1項の規定により許可を受けたものを除く。）に限る。）において行う土砂埋立て等</p> <p>(5) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等</p> <p>(6) 軽微な農地改良に係る土砂埋立て等（農地の所有者がその所有する農地についてその土質改善等のため、当該農地の従前の作土と同等以上の土砂等を用いて行うものに限る。）であって、あらかじめ町長の承認を受けたもの</p> <p>(7) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等</p>
<p>（土地の所有者の同意）</p> <p>第8条 前条の許可の申請をしようとする者（次条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第10条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 第12条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 第22条第1項の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>（土地の所有者の同意書）</p> <p>第6条 条例第8条各項に規定する同意は、土砂埋立て等に係る土地使用同意書（様式第1号）により行わなければならない。</p>
<p>（周辺地域の住民への周知）</p> <p>第9条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項又は第2項の申請書（以下この項において「申請書」という。）の記載事</p>	<p>（周辺地域の住民への周知）</p> <p>第7条 条例第9条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他条例第10条第1項又は第2項の申請書に記載</p>

<p>項を周知させるための説明会（以下この項において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の記載事項を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 申請予定者は、前項の規定による住民への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第12条第1項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。</p>	<p>する条例第10条第1項第11号に掲げる措置に関係する区域とする。</p> <p>2 条例第9条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。</p> <p>3 条例第9条第1項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。</p> <p>4 条例第9条第1項ただし書に規定する必要な措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民への提供</p> <p>(2) 条例第10条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示</p> <p>5 前項の規定は、条例第9条第3項において準用する条例第9条第1項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「条例第10条第1項又は第2項」とあるのは、「条例第12条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 条例第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、説明会の開催結果等報告書（様式第2号）とする。</p>
<p>(許可の申請の手続)</p> <p>第10条 第7条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 土砂埋立て等の目的</p> <p>(3) 埋立て等区域の位置及び面積</p> <p>(4) 土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名</p> <p>(5) 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画</p> <p>(6) 土砂埋立て等に使用される土砂の量</p> <p>(7) 土砂埋立て等の期間</p> <p>(8) 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状</p> <p>(9) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画</p> <p>(10) 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置</p> <p>(11) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものについては、第7条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(許可の申請書)</p> <p>第8条 条例第10条第1項の申請書は、土砂埋立て等許可申請書（様式第3号）とする。</p> <p>2 条例第10条第1項第12号及び同条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第7条の許可を受けようとする者（以下この条及び第10条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員（条例第11条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(2) 申請者が未成年者（条例第11条第1項第1号オに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>(3) 申請者に使用人（第10条に規定する使用人をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>3 条例第10条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書（第12条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあっては、第14号に掲げる図書を除く。）とする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）及び印鑑登録証明書</p> <p>(2) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し</p> <p>(3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し）</p> <p>(4) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し</p> <p>(5) 申請者が条例第11条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(6) 埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域（次号から第11号まで及び第14号並びに別表第1において「施設設置区域」という。）の位置図</p>

<p>(1) 前項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までに掲げる事項</p> <p>(2) 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量</p> <p>(3) 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前2項の申請書には、第8条第1項に規定する同意を得たことを証する書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、前条第2項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により第7条の許可を受けようとする者は、同項第7号の土砂埋立て等の期間について3年を超えて申請することができない。</p>	<p>(7) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図</p> <p>(8) 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図</p> <p>(9) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図</p> <p>(10) 埋立て等区域及び施設設置区域の流域図</p> <p>(11) 埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(12) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書</p> <p>(13) 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図</p> <p>(14) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下「地盤調査」という。）の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面</p> <p>(15) 土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算の内容を記載した書面</p> <p>(16) 擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(17) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面</p> <p>(18) 沈砂池の構造図及び容量を算定した書面</p> <p>(19) 調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面</p> <p>(20) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面</p> <p>(21) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面</p> <p>(22) 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第4号）及び次のアからウまでに掲げる書面</p> <p>ア 最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面</p> <p>イ 法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し</p> <p>ウ 資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面</p> <p>(23) 前各号に掲げるもののほか、参考となる図書</p>
<p>（許可の基準等）</p> <p>第11条 町長は、第7条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請者が、次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 第23条又は第24条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）</p> <p>イ 第24条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る河南町行政手続条例（平成10年河南町条例第7号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を</p>	<p>（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）</p> <p>第9条 条例第11条第1項第1号ウの規則で定める相当の理由がある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第7条の許可の申請前10年間に2回以上条例又は森林法（昭和26年法律第249号）、宅地造成等規制法、大阪府砂防指定地管理条例（平成15年大阪府条例第7号）若しくは大阪府又は大阪府内の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 条例第7条の許可の申請前10年間に2回以上条例第24条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から3年を経過した者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る河南町行政手続条例（平成10年河南町条例第1号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過したものを含む。）</p>

<p>執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。) であつた者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)</p> <p>ウ 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる規則で定める相当の理由がある者</p> <p>エ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(河南町暴力団排除条例(平成25年河南町条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)</p> <p>オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからエまでのいずれかに該当するもの</p> <p>カ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>キ 個人で規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(2) 申請者が、申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。</p> <p>(3) 第8条第1項に規定する同意を得ていること。</p> <p>(4) 管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くこと。</p> <p>(5) 土砂埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(6) 土砂埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状(当該申請が前条第2項の規定によるものである場合にあつては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状)及び土砂埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(7) 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。</p> <p>2 第7条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令又は条例により土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合には、前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。</p> <p>3 第7条の許可には、有効期間その他の災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。</p>	<p>(3) 大阪府内の区域において、森林法、宅地造成等規制法、大阪府砂防指定地管理条例又は大阪府若しくは大阪府内の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に基づく命令(許可の取消しを除く。)を受けた日から3年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)</p> <p>(使用人)</p> <p>第10条 条例第11条第1項第1号カ及びキの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>(形状及び構造上の基準)</p> <p>第11条 条例第11条第1項第6号の規則で定める形状及び構造上の基準は、条例第7条の許可に係る土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)以外である場合にあつては別表第1、一時堆積である場合にあつては別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>(形状及び構造上の基準の適用除外)</p> <p>第12条 条例第11条第2項の規則で定める申請は、次に掲げる行為に係る申請とする。</p> <p>(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項又は第42条第1項の許可を要する行為</p> <p>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可を要する行為</p> <p>(3) 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可を要する行為</p>
<p>(変更の許可等)</p> <p>第12条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、町長の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)</p>	<p>(変更の許可の申請又は届出)</p> <p>第13条 条例第12条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第7条の許可を受けた者の氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更</p> <p>(2) 条例第7条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更</p> <p>(3) 管理事務所の所在地の変更</p> <p>(4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更</p>

<p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、第8条第2項に規定する同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、第9条第3項において準用する同条第2項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>4 前条の規定は、変更許可について準用する。</p> <p>5 第7条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で町長に届け出なければならない。</p>	<p>(5) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該土砂の量を減少させるものに限る。）</p> <p>(6) 土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）</p> <p>(7) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画の変更</p> <p>(8) 土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）</p> <p>(9) 条例第7条の許可を受けた者に係る役員又は使用人の変更</p> <p>2 条例第12条第2項の申請書は、土砂埋立て等変更許可申請書（様式第5号）とする。</p> <p>3 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、第8条第2項各号に掲げる事項とする。</p> <p>4 条例第12条第3項の規則で定める図書は、第8条第3項各号に掲げる図書のうち変更に係るものとする。</p> <p>5 条例第12条第5項の規定による届出は、土砂埋立て等変更届（様式第6号）を提出して行わなければならない。</p>
<p>(土地の所有者への通知)</p> <p>第13条 第7条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第8条第1項に規定する同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第10条第1項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第1号から第3号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を書面で通知しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、第7条の許可を受けた者は、当該許可に第11条第3項の規定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地の所有者に書面で通知しなければならない。</p> <p>3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第8条第2項に規定する同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）並びに当該変更許可に前条第4項において準用する第11条第3項の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を書面で通知しなければならない。</p> <p>4 第7条の許可を受けた者は、前条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</p>	

<p>(土砂埋立て等の着手の届出)</p> <p>第14条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。</p>	<p>(土砂埋立て等の着手の届出)</p> <p>第14条 条例第14条の規定による届出は、土砂埋立て等着手届（様式第7号）を提出して行わなければならない。</p>
<p>(土砂の搬入の報告)</p> <p>第15条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂の発生場所及び当該土砂の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。</p> <p>2 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を町長に報告しなければならない。</p>	<p>(土砂の搬入の報告)</p> <p>第15条 条例第15条第1項の規定による土砂の発生場所の確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂発生元証明書（様式第8号）により行わなければならない。</p> <p>2 条例第15条第1項の規定による土砂の汚染（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第3又は別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ別表第3又は別表第4の下欄に定める要件に適合しないことをいう。以下この条において同じ。）のおそれがないことの確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第3条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による調査の結果を記載した書面その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書面であって町長が別に定めるものにより行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により難しいときは、条例第15条第1項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、町長が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は土壌汚染対策法施行規則別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとの土壌溶出量調査の結果及び同令別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとの土壌含有量調査の結果を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>4 条例第15条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土砂を搬入する前に、第1項の土砂発生元証明書（様式第8号）及び第2項又は前項の確認に係る書面を添付して土砂搬入報告書（様式第9号）を提出して行わなければならない。</p>

<p>(土砂管理台帳の作成)</p> <p>第16条 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等に用いた土砂の量その他の規則で定める事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。</p>	<p>(土砂管理台帳)</p> <p>第16条 条例第16条に規定する土砂管理台帳は、土砂管理台帳(様式第10号)とする。</p> <p>2 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 土砂を発生させる者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 土砂の発生場所ごとの1日当たりの土砂の搬入量及び搬入のための車両台数</p> <p>(3) 一時堆積にあっては、1日当たりの土砂の搬出量及び搬出のための車両台数</p> <p>3 条例第16条の土砂管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。</p>
<p>(土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告)</p> <p>第17条 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂管理台帳の写しを添付して、当該土砂埋立て等に使用された土砂の量(当該土砂埋立て等が当該許可に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあっては、土砂の搬入の量及び搬出の量)を町長に報告しなければならない。</p>	<p>(土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告)</p> <p>第17条 条例第7条の許可に係る土砂埋立て等が一時堆積以外である場合における条例第17条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂の量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂の量を翌年4月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の量を条例第21条第1項の規定による届出の時に、土砂使用量報告書(様式第11号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第7条の許可に係る土砂埋立て等が一時堆積である場合における条例第17条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂の搬入量及び土砂の搬出量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂の搬入量及び土砂の搬出量を翌年4月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の搬入量及び土砂の搬出量を条例第21条第1項の規定による届出の時に、土砂搬入量及び搬出量報告書(様式第12号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(水質検査等)</p> <p>第18条 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準(以下「水質基準」という。)に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を町長に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(水質検査の方法)</p> <p>第18条 条例第18条第1項の水質検査は、土砂埋立て等を開始した日から3月に1回、町長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)の規定に準じて行わなければならない。</p> <p>2 条例第18条第2項の水質検査は、町長が指定する期日に、町長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の規定に準じて行わなければならない。</p> <p>(水質検査の報告)</p> <p>第19条 条例第18条第1項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から1月以内に、水質検査報告書(様式第13号)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 前条第1項の規定により採取した試料ごとの水質検査結果証明書(様式第14号。環境計量士(計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。次項第2号において同じ。)が発行したものに限る。)</p> <p>2 条例第18条第2項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から1月以内に、水質検査報告</p>

	<p>書（様式第13号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前項第1号に掲げる図書 (2) 前条第2項の規定により採取した試料ごとの水質検査結果証明書（様式第14号。環境計量士が発行したものに限り。） <p>3 条例第18条第3項の規則で定める水質の基準は、排水基準を定める省令別表第1に規定するものとする。</p>
<p>（標識の掲示等）</p> <p>第19条 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。</p>	<p>（標識の寸法及び記載事項）</p> <p>第20条 条例第19条第1項に規定する標識の大きさについては、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上でなければならない。</p> <p>2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第7条の許可の年月日及び番号並びに許可をした者 (2) 土砂埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号 (3) 土砂埋立て等の目的 (4) 埋立て等区域の位置 (5) 埋立て等区域の面積 (6) 埋立て等区域を明示した付近見取図 (7) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号 (8) 埋立て等に使用される土砂の予定量（一時堆積である場合にあつては、年間の土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量） (9) 当該土砂埋立て等が一時堆積以外である場合にあつては、土砂埋立て等の期間
<p>（関係図書の閲覧）</p> <p>第20条 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第10条第1項若しくは第2項又は第12条第2項の申請書の写し、第16条の土砂管理台帳その他規則で定める図書を管理事務所に備え置き、当該許可に係る土砂埋立て等に関し災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p>	<p>（関係図書の備置き及び閲覧）</p> <p>第21条 条例第20条の規定による図書の備置き及び閲覧は、条例第7条の許可を受けた日から条例第21条第1項の規定による届出（土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときに係るものに限る。）の日まで行うものとする。</p> <p>2 条例第20条の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第10条第1項又は第2項の申請書の添付図書の写し (2) 条例第12条第2項の申請書の添付図書の写し (3) 第13条第5項の土砂埋立て等変更届の写し (4) 第14条の土砂埋立て等着手届の写し (5) 第15条第4項の土砂搬入報告書及びその添付図書の写し (6) 第17条第1項の土砂使用量報告書又は同条第2項の土砂搬入量及び搬出量報告書及びその添付図書の写し (7) 第19条第1項及び第2項の水質検査報告書及びその添付図書の写し (8) 第23条第1項の土砂埋立て等地位承継承認申請書及びその添付図書の写し <p>3 条例第20条の申請書の写し及び前項各号に掲げる図書に含まれている情報のうち、河南町個人情報保護条例（平成12年河南町条例第35号）第2条第2号に規定する個人情報であつて町長が別に定めるもの及び河南町情報公開条例（平成12年河南町条例第34号）第7条第1号に該当する情報については、条例第20条の規定による閲覧の対象から除くものとする。</p>

<p>(土砂埋立て等の完了の届出等)</p> <p>第21条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、当該土砂埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による届出（休止した土砂埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂埋立て等が第11条の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(土砂埋立て等の完了の届出等)</p> <p>第22条 条例第21条第1項の規定による完了の届出は、土砂埋立て等を完了した日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等完了届（様式第15号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 条例第7条の許可の年月日及び番号</p> <p>(2) 埋立て等区域の位置</p> <p>(3) 土砂埋立て等の期間</p> <p>(4) 土砂埋立て等を完了した年月日</p> <p>(5) 完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状</p> <p>(6) 埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあつては、その内容</p> <p>2 条例第21条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂埋立て等を廃止した場合にあつては廃止した日から30日以内、土砂埋立て等を休止した場合にあつては休止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等廃止（休止）届（様式第16号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(2) 土砂埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間</p> <p>(3) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状</p> <p>(4) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあつては、その内容</p> <p>3 条例第21条第1項の規定による再開の届出は、土砂埋立て等再開届（様式第17号）を提出して行わなければならない。</p>
<p>(地位の承継)</p> <p>第22条 第7条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂埋立て等を行う権原を取得した者は、町長の承認を受けて、当該第7条の許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 第7条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(3) 申請者が第11条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、第8条第3項に規定する同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>4 第11条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。</p> <p>5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の</p>	<p>(地位の承継の申請書)</p> <p>第23条 条例第22条第2項の申請書は、土砂埋立て等地位承継承認申請書（様式第18号）とする。</p> <p>2 条例第22条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 承継しようとする地位に係る土砂埋立て等の許可の年月日及び番号</p> <p>(2) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名</p> <p>(3) 条例第22条第1項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあつては、その役員の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(4) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その代表者の生年月日並びに役員の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>(5) 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(6) 承継の理由</p> <p>3 条例第22条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 第8条第3項第1号から第5号まで及び第22号に掲げる図書</p> <p>(2) 条例第7条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は条例第7条の許可を受けた者から当該土砂埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面</p>

<p>日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第7条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p>	
<p>(命令)</p> <p>第23条 町長は、土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等について第7条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>2 町長は、第7条又は第12条第1項の規定に違反して許可を受けずに土砂埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該土砂埋立て等に使用された土砂の全部又は一部を撤去するとともに土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 町長は、第21条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、第21条第3項の通知又は次条第2項の取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>4 町長は、第7条の許可を受けた者に係る土砂埋立て等が、第11条第1項第5号又は第6号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>5 町長は、第7条の許可を受けた者に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。</p>	
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第24条 町長は、第7条の許可を受けた者が次の各号（第8号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により第7条の許可、変更許可又は第22条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく、第7条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る土砂埋立て等に着手しないとき。</p> <p>(3) 第7条の許可に基づき土砂埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き当該許可に係る土砂埋立て等を行わないとき。</p> <p>(4) 第11条第1項第1号エに該当するに至ったとき。</p> <p>(5) 第11条第1項第1号オからキまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(6) 変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けずに施工したとき。</p>	

<p>(7) 第11条第3項(第12条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(8) 第15条から第19条までの規定に違反したとき。</p> <p>(9) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第7条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(関係図書の保存)</p> <p>第25条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等について、第21条第2項の規定による通知(完了及び廃止に係るものに限る。)を受けた日又は当該許可の取消しの日 whichever is earlier から3年を経過する日まで、当該許可に係る土砂管理台帳及び土砂埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて町長に提出した図書の写しを保存しなければならない。</p>	
<p>第3章 土地の所有者の義務</p>	
<p>(土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務)</p> <p>第26条 第8条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第7条の許可又は変更許可の内容(第8条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。</p> <p>3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を町長に通報しなければならない。</p>	<p>(土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認)</p> <p>第24条 条例第26条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。</p> <p>(1) 当該施工の状況が条例第8条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。</p> <p>(2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。</p> <p>2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第26条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p>
<p>(土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)</p> <p>第27条 町長は、第23条(同条第2項を除く。)の規定による命令(土砂埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第7条の許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者</p> <p>(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者</p> <p>2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>第4章 土砂搬入禁止区域</p>	
<p>(土砂搬入禁止区域の指定)</p> <p>第28条 町長は、埋立て等区域(3,000平方メートル以上のものを除く。)及びその周辺の区域において土</p>	<p>(土砂搬入禁止区域の指定の公示)</p> <p>第25条 条例第28条第2項(条例第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示</p>

<p>砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。</p> <p>4 町長は、第1項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、引き続き同項の規定により土砂搬入禁止区域として指定することができる。</p> <p>5 町長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、職員又は町長が任命する者（以下「職員等」という。）に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。</p> <p>6 町長は、第1項の規定による指定をしたときは、職員等に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。</p> <p>7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>	<p>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、掲示場に掲示することにより行う。</p> <p>(1) 土砂搬入禁止区域を指定する場合 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間、指定の理由並びに土砂搬入禁止区域の区域を示す図面</p> <p>(2) 土砂搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂搬入禁止区域の位置並びに区域及び面積</p>
<p>(土砂の搬入の禁止)</p> <p>第29条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。</p>	
<p>(土砂搬入禁止区域の解除)</p> <p>第30条 町長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。</p> <p>2 第28条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。</p>	
<p>第5章 雑則</p>	
<p>(報告の徴収)</p> <p>第31条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂埋立て等を行う者に対し、当該土砂埋立て等について、施工の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第8条に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該同意に係る土砂埋立て等について、第26条第1項の規定による確認の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。</p>	
<p>(立入検査)</p> <p>第32条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員等に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第26条 条例第32条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第19号）とする。</p>
<p>(公表)</p> <p>第33条 町長は、第23条又は第24条第1項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又</p>	

<p>は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。</p>	
<p>(警察署長からの意見聴取)</p> <p>第34条 町長は、第7条の許可若しくは変更許可又は第22条第1項の承認をしようとするときは、第11条第1項第1号エからキまでのいずれかに該当する事由(同号オからキまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号エに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、富田林警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 町長は、第24条第1項の規定による処分をしようとするときは、第11条第1項第1号エからキまでのいずれかに該当する事由の有無について、富田林警察署長の意見を聴くことができる。</p>	
	<p>(書類の提出部数)</p> <p>第27条 条例の規定により町長に提出する書類の部数は別に定める。</p>
<p>(規則への委任)</p> <p>第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>第6章 罰則</p>	
<p>(罰則)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第7条、第12条第1項又は第22条第1項の規定に違反して、土砂埋立て等を行った者 (2) 偽りその他不正の手段により、第7条の許可、変更許可又は第22条第1項の承認を受けた者 (3) 第23条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者 (4) 第29条の規定に違反した者 <p>第37条 第23条第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第38条 第27条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第15条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (2) 第16条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (3) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (4) 第18条第1項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (5) 第18条第2項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (6) 第18条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 	

<p>(7) 第19条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者</p> <p>(8) 第19条第2項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者</p> <p>(9) 第31条第1項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者</p> <p>(10) 第32条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第12条第5項、第14条又は第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第25条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者</p>	
<p>(両罰規定)</p> <p>第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第36条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に土砂埋立て等を行っている者については、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、第7条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分で規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立て等については、当該許可等に係る許可期間が満了する日（当該許可期間が3年を超える場合にあっては、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日）までの間は、第2章の規定は、適用しない。</p>	<p>(経過措置に係る法令等の処分)</p> <p>2 条例附則第3項の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする</p> <p>(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の認可</p> <p>(2) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可</p> <p>(4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項又は第16条第3項の認可</p> <p>(5) 地すべり等防止法第18条第1項又は第42条第1項の許可</p> <p>(6) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可</p> <p>(7) 河川法第55条第1項の許可</p> <p>(8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可</p> <p>(9) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可</p> <p>(10) 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年大阪府条例第7号）第2条第1項（第3号及び第7号に係る部分に限る。）の許可</p> <p>(11) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の許可</p> <p>(12) 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可</p> <p>(13) 河南町土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱（平成3年河南町告示第71号）の規定による審査であつて条例第7条の許可に相当するもの</p>

別表第1 (第11条関係)	
1	埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。
2	著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。
3	<p>土砂埋立て等の高さ(土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。)及び土砂埋立て等によって生じる法面(擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次のア又はイに掲げる土砂の区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ及び法面の勾配とすること。</p> <p>ア 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの 安定計算を行った場合にあっては安全が確保される高さ及び垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であって安全が確保される勾配、その他の場合にあっては10メートル以下の高さ及び垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配</p> <p>イ その他のもの 安定計算を行った上で安全が確保される高さ及び安定計算を行った上で安全が確保される勾配</p>
4	土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
5	埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。
6	<p>擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次のアからオまでの規定に適合すること。</p> <p>ア 盛土の場合には、法尻に擁壁等が設置されること。</p> <p>イ 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造等の堅固なものであること。</p> <p>ウ 溪流内の盛土の場合において、全土量を対象とした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。</p> <p>エ 練積み造の擁壁の構造は、土質に応じて決定されたものであること。</p> <p>オ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の(1)から(4)までの規定が満たされることが確かめられていること。</p> <p>(1) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破損されないこと。</p> <p>(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。</p> <p>(3) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。</p> <p>(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。</p>

7	土砂埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅が1.5メートル以上の小段が設置されること。
8	雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。
9	8の項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
10	埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されること。
11	下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。
12	土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されること。
13	埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。
14	土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。

別表第2（第11条関係）

1	別表第1の1の項、8の項及び9の項の規定に適合すること。
2	埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして町長が認める場合は、この限りでない。
3	土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が5メートル以下であること。
4	土砂の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であること。
5	埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。

様式一覧

	名称	関係条項 (規則)
第1号その1	土砂埋立て等に係る土地使用同意書	第6条
第1号その2	土砂埋立て等に係る土地使用同意書 (変更許可)	第6条
第1号その3	土砂埋立て等に係る土地使用同意書 (地位承継)	第6条
第2号	説明会の開催結果等報告書	第7条
第3号	土砂埋立て等許可申請書	第8条第1項
第4号	土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書	第8条第3項第2号
第5号	土砂埋立て等変更許可申請書	第13条第2項
第6号	土砂埋立て等変更届	第13条第5項
第7号	土砂埋立て等着手届	第14条
第8号	土砂発生元証明書	第15条第1項
第9号	土砂搬入報告書	第15条第4項
第10号その1	土砂管理台帳	第16条
第10号その2	土砂管理台帳 (搬出用)	第16条
第11号	土砂使用量報告書	第17条第1項
第12号	土砂搬入量及び搬出量報告書	第17条第2項
第13号	水質検査報告書	第19条第1項
第14号	水質検査結果証明書	第19条第1項
第15号	土砂埋立て等完了届	第22条第1項
第16号	土砂埋立て等廃止 (休止) 届	第22条第2項
第17号	土砂埋立て等再開届	第22条第3項
第18号	土砂埋立て等地位承継承認申請書	第23条第1項
第19号	身分証明書	第26条